

事業契約書(案)

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
1	1	4							契約代金額	但し書きに、補助に関する協議との記載がありますが、社会資本整備総合交付金に関する協議のことでしょうか。	現時点ではご理解のとおりです。
2	1	2	第5条	1項					費用負担及び本事業の資金調達	「本事業に関する資金調達は、すべて事業者の責任において行う」とありますが、一時支払金(サービス対価A)が提案書記載金額より減額になった場合、その減額分については、割賦元金を増額していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	1	2	第6条	2項					構成員及び協力企業の使用	事前に県の承諾を得なければいけない個別業務以外の業務とは具体的に何をイメージしておられるのでしょうか。個別業務以外の業務について事前の承諾が必要なのでしょうか。	事前に県の承諾を得なければいけない個別業務以外の業務とは、ファイナンス業務、経理業務等、要求水準書で明記していない業務を指します。これらについては、県の事前の承諾は必要ありません。
4	1	2	第6条	2項					構成員及び協力企業の使用	「統括管理業務及び個別業務以外の業務」とは自主提案による独立採算事業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	自主提案は、個別業務となります。なお、自主提案は構成員又は協力企業が実施してください。「統括管理業務及び個別業務以外の業務」の詳細は、No.3を参照ください。
5	2	2	第6条	2項					構成員及び協力企業の使用	SPCを運営する上で必要な業務委託(税務業務委託、法律業務委託、金融関連業務等)が多数ありますが、これら全て「統括管理業務及び個別業務以外の業務」に該当し、事前に県の承諾を受ける必要がありますか。	No.3を参照ください。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
6	3	2	第6条	3項					構成員及び協力企業の使用	「事前に県の承諾を得て」とありますが、貴県は合理的な裁量に基づき、承諾、同意又は了承を行うとの理解でよろしいでしょうか。以下、本契約書において貴県による承諾、同意又は了承を規定している箇所についても同様に理解してよろしいでしょうか。あわせてご回答ください。	県の裁量に基づき合理的に行いますが、内容等によりますので、全ての承諾、同意、了承が一樣に行われるわけではありません。
7	2	3	第8条	1項					契約の保証	契約と同時に保証を付さなければならないとありますが、契約後速やかににしていけないでしょうか。	原文のとおりとします。
8	1	3	第8条	1項					契約の保証	銀行等による保証は、事業者から施設整備を請け負う構成員が契約者となることも認めて頂けますでしょうか。	被保険者を県としてください。
9	2	3	第8条	1項					契約の保証	履行保証保険は、事業者から施設整備を請け負う構成員が契約者となることも認めて頂けますでしょうか。	被保険者を県としてください。
10	1	3	第8条	2項					契約の保証	「設計・建設費の100分の10に相当する額」とは、消費税込みとの理解でよろしいでしょうか。	税込み金額となります。
11	4	3	第8条	2項					契約の保証	「設計・建設費」は別紙6にて規定される「①設計及び建設業務に係る対価」を指すとの理解でよろしいでしょうか。その場合、消費税を含む必要はありますか。	別紙1第41号を参照ください。また、税込み金額となります。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
12	1	3	第9条	2項					解釈及び摘要	入札説明書等に関する質疑回答とありますが、これまでに公表された「現場説明会資料に関する事項」、「実施方針への質問回答」、「要求水準に関する質問回答」、「要求水準書に関する意見回答」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「現場説明会資料に関する事項」、「実施方針への質問回答」は入札説明書等に関する質問回答に含まれません。
13	1	3	第10条	2項					責任の負担	事業契約書に別段の定めが無くとも、貴県の請求に基づいて事業者が行ったことや貴県の承認を得て事業者が行ったことの最終的な責任は貴県に帰属するのが通常だと考えますが如何でしょうか。(例えば、貴県・事業者双方が責任を負い、双方が誠意をもって協議して対処しては如何でしょうか。)	原文のとおりとします。
14	5	4	第12条	3項					事業用地の使用	「県と別途合意する内容の土地無償貸付契約」を公表頂けますでしょうか。	落札者決定後に示します。
15	2	4	第12条	4項					事業用地の使用	使用料(146円、2,060円)の支払にあたり、別途消費税は課税されない(消費税は含まれている)との理解でよろしいでしょうか。	使用料は課税対象外です。 なお、使用料(146円、2,060円)は、現時点での参考値となります。
16	3	4	第12条	4項					事業用地の使用	「なお、県は、あらかじめ事業者に通知することにより、本項の使用料を変更することができる」とありますが、「事業者との協議の上で」として頂けませんでしょうか。仮に想定外の過度な増額がなされた場合、事業者が対応しかねる可能性も考えられます。	使用料の変更は、協議の対象ではありません。
17	2	4	第12条	4項					事業用地の使用	記載の月額使用料から大幅に増額となった場合、当該増額による影響で採算が取れなくなることが想定されます。一定範囲内(例えば±5%等)での変更として頂けませんでしょうか。	事業者の提案内容を勘案し、県が使用料を決定するため、一定範囲での変更とすることはできません。
18	3	4	第12条	4項					事業用地の使用	「あらかじめ事業者に通知することにより、本項の使用料を変更することができる」との事ですが、通知の前に貴県と協議を行えるとの理解でよろしいでしょうか。	No.16を参照ください。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
19	6	4	第12条	4項					事業用地の使用	「自動販売機又は自主提案施設による使用面積1㎡当たり月額146円・・・を、使用料として県に支払う」とありますが、使用料が高すぎて自主提案できません。146円/㎡・月は「売店・飲食店」の場合の使用料ですので、健康増進施設や競技施設を自主提案する場合は、奈良公園の「その他公園施設」に対する使用料である75円/㎡・月あるいはそれ以下にして頂けないでしょうか。	使用料の考え方については今回追加する要求水準書添付資料⑩を参照してください。詳細については、個別対話の機会をご活用ください。
20	7	4	第12条	4項					事業用地の使用	「・・・本項の使用料を変更することができる。」とありますが、「要求水準書」の99ページに例として挙げられている「グランドゴルフ、パークゴルフ、フットサルコート、レストラン、温浴施設等」の運動及び健康増進施設の使用料はいくらになるでしょうか。自販機と同等の使用料である場合は、運動施設等の自主提案は難しいと考えられるため、至急の回答をお願い致します。	No.19を参照ください。
21	8	4	第12条	4項					事業用地の使用	「県は、あらかじめ事業者に通知することにより・・・本項の使用料を変更することができる。」とありますが、使用料の変更(増額)が事業計画へ与える影響は大変大きいため、事業者と協議、合意の上で変更することとして頂けないでしょうか。	No.16を参照ください。
22	2	4	第12条	4項					事業用地の使用	ここでいう面積とは、事業用地として借用する土地面積を指し、建物の延床面積では無い、という理解でよろしいでしょうか。	必須施設については延床面積とし、自主提案施設については敷地面積とします。
23	3	4	第12条	4項					事業用地の使用	「県は、あらかじめ事業者に通知することにより、本項の使用料を変更することができる。」とありますが、変更の上限や下限の設定はないのでしょうか。変更通知については物価変動等何かの基準によるのでしょうか。をまた、使用料を変更される場合は、貴県と事業者との協議事項としていただけないでしょうか。	No.16を参照ください。
24	4	4	第12条	4項					事業用地の使用	使用料の設定根拠をご教示いただいてよろしいでしょうか。	No.19を参照ください。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
25	5	4	第12条	5項					事業用地の使用	本項でいう「第三者」には、構成員又は協力企業を含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	9	5	第15条	1項					瑕疵担保責任	入札説明書等から合理的に推測し得る埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等の瑕疵について想定しているものがあればご教示ください。	現時点では想定している土地の瑕疵はありません。
27	10	5	第15条						事業用地及び既存施設の瑕疵担保責任	事業用地、既存施設の瑕疵は事業者の取れるリスクではない為、当該項目の再考をお願いします。	原文のとおりとします。
28	2	5	第16条	2項					統括管理業務	別紙1にて統括管理企業の定義がありませんが、特に理由があるのでしょうか。	統括管理企業とは、統括管理業務を行なう企業、又は統括管理業務を行なう者を総称して使用しています。
29	5	6	第12条	4項					事業用地の使用	自主提案施設を設置した場合、この建物に係る固定資産税は事業者負担となるのでしょうか。	自主提案施設に係る固定資産税は所有者である事業者課税されるものと考えます。税法に従ってください。
30	4	6	第18条	4項					統括管理責任者	建設及び改修期間中と供用開始後は必要となる知識が異なると思料致します。最適な人材を配置するとの観点から変更を認めて頂けませんでしょうか。	事業契約書(案)の規定に従ってください。
31	6	6	第18条	4項					統括管理責任者	統括管理責任者の変更について、「要求水準書」と「事業計画書(案)」で齟齬が発生していると存じます。「平成22年11月30日付の要求水準書(案)及びその質問回答」を鑑みた場合、「要求水準書」の記載が正と考えられますが、如何でしょうか。	事業契約書(案)の規定に従ってください。
32	5	6	第20条	1項					統括管理水準書の提出	「県が合理的に満足する様式及び内容」とありますが、記載する内容はどのような項目を想定されているのでしょうか。具体的な内容をご教示願います。	契約締結後に協議します。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
33	10	9	第32条	1項					設計及び建設期間中の保険	「・・事業者は、かかる保険の保証証券又はこれに代わるものとして県が認めたものを、本工事の着手に先立って・・」とありますが「別紙4第1項」に規定される各保険の開始時期に従って提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	1	9	第32条	1項					設計及び建設期間中の保険	保険付保期間について、第32条には設計及び建設期間中をその期間とされていますが、別紙4には、解体撤去工事着工時から県に対する完成引渡時までを保険期間としており、齟齬あると思われるので、いずれが正しいのかご教示願います。	設計及び建設期間とは、契約締結日から引渡し予定日までをいいます。保険付保期間については、別紙4の規定に従ってください。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
35	11	10	第35条	5項	(1)				基本設計図書及び実施設計図書の提出	「合理的な増加費用」には、ファイナンスに関連する費用も含むとの理解でよろしいでしょうか。(以降の条文に規定される「合理的な増加費用」も全て同様)	ご理解のとおりです。
36	12	12	第39条	2項					各種調査	「・・事業用地に関する参考資料・・」とありますが「参考資料」の定義をご教示ください。	入札説明書等において示した全ての資料です。
37	2	13	第41条	2項					事業用地の安全対策	同条同項は、第40条3項と同一の記述ですが、誤りではないでしょうか。	第41条第2項の記載を削除することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
38	13	13	第41条	2項					事業用地の安全対策	「・・前項の近隣対策の不調を理由として・・」とありますが前項の記載内容と整合していないように思慮します。どのように解釈すればよろしいでしょうか。	第41条第2項の記載を削除することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
39	2	13	第41条	2項					事業用地の安全対策	第41条のタイトル項目は、「事業用地の安全対策」であり、同条第2項は、これとは無関係な記述であり、第40条第3項と重複しており、不要かと存じます。	第41条第2項の記載を削除することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
40	3	13	第42条	4項					県による説明要求及び建設現場立会い	県が本事業関連書類又は設計図書の内容を逸脱していると判断した場合がありますが、他の条項には「合理的な」の文言が使われており、その表現は通有するものと思われますので、恣意性を排除する観点から、合理的な判断をした場合に修正して頂けるよう、ご検討方お願いします。	原文のとおりとします。本事業関連書類又は設計図書の内容を逸脱しているか否かは県の判断となります。
41	4	14	第43条	3項					工事の中止等	「端緒が事業者の責にきずべき事由に基づく場合」とありますが、必ずしも端緒がどうかによって、増加費用を負担する主体が変わるものではないと思われ、原因関係とは別に「端緒」を挙げた理由について、ご教示願います。	「端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合」とは、事業者に原因がある場合をいいます。
42	5	15	第46条	2項					本施設の瑕疵担保	侵入は、浸入の誤字ではないでしょうか。	修正することとします。 事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
43	1	15	第48条	1項					工期の変更による費用負担	ここにおける事業者が負担した合理的な増加費用又は損害とは、維持管理・運営段階における当該費用・損害が含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	維持管理運営期間中の得べかりし利益は含みませんが、事業者に実損害が発生した場合には県が負担します。
44	3	16	第50条	3項					撤去・解体の実施	アスベスト及びPCBが発見された場合の処理・処分費用は、貴県の負担と理解して宜しいでしょうか。	事業契約書(案)の規定に従ってください。
45	1	16	第50条	4項					サービス対価	「解体・撤去に要する費用が減少するときは、当該減少分をサービス対価から減額する」とありますが、減額対象となるのはサービス対価A(一時支払分)との理解でよろしいでしょうか。	サービス対価A又はBとなります。
46	6	16	第50条	4項					解体・撤去の実施	「解体対象施設の現況と入札説明等の記載とが著しく異なる」とありますが、著しいか否かを一該に決することは困難であり、本項は協議をする内容のもので、著しいか否かで協議の可否が決められるのは相応でないと思われますので、「著しく」は、削除いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
47	6	16	第52条	2項					什器・備品等の整備	「リース方式による調達に客観的な合理性があり、県に不利益を及ぼさないと県が認めた備品については」とありますが、客観的な合理性があり、県に不利益を及ぼさないと認められる備品はどのような備品を想定されているのでしょうか。	陳腐化が著しい又は頻繁に修繕が必要なもの等を想定しています。
48	7	16	第52条	3項					什器・備品等の整備	「備品リストに示されていない備品についても前項の規定を準用する」とありますが、原則本施設の管理・運営(自主事業を除く)に使用する備品は全て所有権を全て県に移転しなければならないということでしょうか。この場合、膨大な備品・コスト増になると想定されます。「リストに示されていない備品」の範囲を示す定義をご教示願います。	前段について、ご理解のとおりです。ただし、本事業において、不必要であると県が合理的に認めた備品については、買取の対象とならないことがあります。後段について、「リストに示されていない備品」の範囲は、事業者にて必要と思われる備品をご提案ください。
49	14	17	第53条	4項					工事監理者の設置等	「・・工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がこれを負担する。」とありますが増加費用及び損害の帰責が貴県にある場合は、貴県の負担として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
50	4	17	第54条	4項					各種申請及び手続き等	競泳プールの公認取得に係る費用について、申請書類の作成及び測量等については事業者負担、申請費用及び公認測量者の旅費は貴県と理解して宜しいでしょうか。	初回の公認申請に係る申請費用及び公認測量者の旅費は県が支払います。必要図書の作成作業等は事業者負担とします。公認再申請に係る費用は事業者負担です。
51	8	17	第55条	1項					供用開始準備	「本引渡予定日の90日前までに供用開始準備計画書を作成」とありますが、当該計画書に記載する内容はどのような項目を想定されているのでしょうか。具体的な内容をご教示願います。	契約締結後に協議します。



新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
52	1	18	第56条	1項					本施設の引渡し	当施設の所有権は、奈良県が原始取得することになると思いますので、SPCは不動産取得税が課せられないとの理解で宜しいですか？	不動産取得税の課税については、当県税務担当部署が地方税法第73条の2第2項の規定により、課税することになります。 具体的には、SPC(施設建築の発注者)が原始取得し、未使用のまま6ヶ月以内に県に引き渡す場合は、県が納税義務者(非課税)とみなされるため、SPCに不動産取得税は課せられません。 SPCが原始取得しているかどうかは、建築工事請負契約書等から確認していくこととなります。 ご不明な点は、事業者リスクにて当県税務担当部署に確認してください。
53	2	18	第57条	1項					増加費用	「～当該遅延に起因して事業者が負担した合理的な増加費用及び費用を負担する。」とありますが、金融機関に発生するブレイクファンディングコスト等合理的な範囲での金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	県が合理的と認めた場合には含まれます。
54	2	18	第57条	1項					本施設の引渡し遅延による費用負担	ここにおける事業者が負担した合理的な増加費用又は損害とは、維持管理・運営段階における当該費用・損害が含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	維持管理・運営期間中の得べかりし利益は含みませんが、事業者に実損害が発生した場合には県が負担します。
55	9	18	第59条	1項 3項					指定管理者等による管理等	「指定管理者として行う業務の範囲は、維持管理業務及び運営業務とする」とあり、「本指定が効力を生じるまでは維持管理業務及び運営業務を開始することはできず」とありますが、本効力は早ければ24年のテニスコート・野球場・プール運営開始日までに、遅くとも維持管理・運営を義務付けられている26年4月までには生じているとの認識でよろしいでしょうか。	本指定の効力は、平成24年4月1日から生じることとなります。
56	2	18	第59条	2項					指定管理者による管理等	事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、直ちに運営業務を開始する、とありますが、本指定の効力が生じるのは具体的にはどの時点になるのでしょうか。	No.55を参照ください。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
57	3	18	第59条	3項					指定管理者による管理等	指定管理者の指定はいつ頃なされる予定でしょうか。	平成23年9月議会の議決後を予定しています。
58	10	18	第59条	3項					指定管理者等による管理等	本指定の効力を生じることが遅れた原因が県にある場合、効力が生じるまでの期間に事業者が発生した合理的な費用については、請求できると考えてよろしいでしょうか。	県は本指定の遅延に係る損害賠償はできません。
59	11	19	第60条	1項					総括責任者及び業務責任者	業務責任者が総括責任者を兼務することは可能との理解でよろしいでしょうか。	可能です。
60	12	19	第61条	1項					総括責任者及び業務責任者の届出等	総括責任者及び業務責任者が作成する業務水準書に記載する内容はどのような項目を想定されているのでしょうか。具体的な内容をご教示願います。	契約締結後に協議します。
61	13	20	第65条	2項					維持管理業務及び運営業務に伴う近隣対策	近隣対策の結果について、その対策を実施する必要が生じた起因が不可抗力によるものであれば、当該対策の費用については別紙9に基づくとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に要求される範囲を超える近隣対策を実施する必要が生じ、その原因が不可抗力によるものである場合、当該近隣対策に要する費用についてはご理解のとおりです。
62	14	20	第66条	1項					本施設にかかる光熱・水道等の負担	本施設における全ての光熱水費(ガス・油を含める)は事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	15	20	第66条	1項					本施設にかかる光熱・水道等の負担	猛暑等、昨今の地球環境の変化等に伴い、光熱水費等は大きく変動するものと想定されます。本変動リスクを勘案し、光熱水費は実費精算方式等の方策をご検討頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
64	7	20	第66条	1項					本施設にかかる光熱・水道等の負担	<p>要求水準書の添付資料⑪では、「国体及び全国障害者スポーツ大会の施設利用料は事業者の運営収入として見込まない・貴県の収入になるかどうかは記載なし」です。これらの大会については施設利用料自体が発生しないのでしょうか。または、施設利用料が発生し貴県の収入となるのでしょうか。</p> <p>なお、事業者の運営収入とならない大会にかかる光熱・水道等の負担について、事業者に対する措置(支援)はありませんでしょうか。</p> <p>または、維持管理運営期間中の国体及び全国障害者スポーツ大会の開催見込み回数・参加見込み人数(関係者・観覧者含む)等、光熱・水道や消耗品の推測が可能な材料をお示しいただけないでしょうか。</p>	<p>国体及び全国障害者スポーツ大会は、同じ年度に国、開催地都道府県、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会が主催で開催しており、施設利用料は全額免除としています。</p> <p>大会運営は主催者側で全て行いますが、各府県とも光熱水費等の負担については、大会の趣旨にご理解とご協力をいただき、事業者にご負担いただいています。</p> <p>現時点、事業期間中における奈良県での開催の可能性は低いと見込んでいます。</p>
65	1	20	第68条	2項					第三者の使用	<p>「事業者は、維持管理会社が受託し又は請け負った維持管理業務の全部又は主たる部分を、維持管理企業が第三者に委託し又は請け負わせないようにしなければならない。」とありますが、主たる部分を指す具体的な内容をご教示頂けませんでしょうか。</p>	<p>主たる部分とは、当該業務の実質的関与を必要とする部分を指します。</p>
66	5	21	第69条	1項					本施設の修繕	<p>施設利用者の故意による施設損傷を受けた場合の修繕若しくは更新に係る費用は、貴県の負担と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>施設利用者の故意により施設損傷は、事業者の責任によって防いでいただくことを前提としていますので、事業者負担とします。</p>
67	8	21	第73条	1項					利用料金等	<p>施設利用料は奈良県立都市公園条例で規定することとなっていますが、例えば、閑散期対策やキャンペーンによる利用料割引、急激な物価上昇による利用料割増など、融通性のある利用料設定ができることを望んでおります。融通性の高い内容にて条例で規定いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>条例は事業者の提案に基づき県が決定する使用料の上限値で設定します。</p>
68	17	21	第73条	1項					利用料金等	<p>利用料金その他本施設の運営に必要な事項を定める条例案が議会で否決された場合の対応を教えてください。またそれを示す事項は第何条に記載されていますか。</p>	<p>事業仮契約書5項に記載されています。指定管理者の指定に係る議会リスクについては想定していませんが、県事由による議会での否決に対して事業者が損害賠償を行うことはできません。</p>

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
69	1	21	第73条	1項					利用料金等	平成24年度、25年度にテニスコート、野球場及び既存ファミリープールの運営を行う場合、利用料金の設定は事業者提案となりますでしょうか。	条例額を上限として、事業者による提案によるものとします。
70	2	21	第73条	1項					利用料金等	平成24年度、25年度にテニスコート、野球場及び既存ファミリープールの運営を行う場合、供用開始予定日の6ヶ月前までの新たな条例の制定が必要となりますでしょうか。	条例の制定及び改正は行いません。なお、平成24年度、25年度にテニスコート、野球場及び既存ファミリープールの運営を行なう場合については、要求水準書別紙を参照してください。
71	3	22	第73条	4項					利用料金等	利用料金の変更も5年毎となりますでしょうか？本事業は利用料金制度にて行われるものであり、県民にとって最適なサービス提供の観点から、利用料金の設定については5年ごとに固定せず、ニーズに応じて定期的に変更の協議および申請を行うべきかと思慮致します。	原則として、5年毎に協議することとします。
72	16	22	第73条	4項					利用料金等	「社会状況が大きく変動し、本事業に著しい影響が生じることを事業者が合理的に証明し県が承認した場合、供用開始日から5年毎に見直しに関する協議を行うことができる。」とありますが、社会状況が大きく変動したことにより著しい影響がある場合は毎年、見直し協議ができるよう修正頂きたいと存じます。いかがでしょうか。	原文のとおりとします。
73	9	22	第73条	4項					利用料金等	例えば、貴県の別の類似施設や浄化センターにて事故等が発生し、それに起因して本施設の利用者数が著しく減少する等のリスクが無いとはいえないと存じます。よって、「5年毎の事業契約見直し協議」だけでなく、「臨時の事業契約見直し協議」も認めていただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
74	4	22	第75条	3項					自主提案事業の一部または全部の終了	本条項に基づくと、採算を悪化した事業であってもサービス水準を維持するよう努力すると赤字事業の終了ができず、サービス水準を落とすと終了できるという矛盾が生まれます。本条項についてご再考(削除等)を頂けませんでしょうか？	原文のとおりとします。自主提案の採算に関する具体的な運営について事業者に委ねます。
75	15	22	第75条						自主提案事業の一部又は全部の終了	採算等の悪化により継続が困難となり、県により認められ自主提案事業が終了した場合、本事業契約自体への影響(契約解除や違約金徴収等)はないとの理解でよろしいでしょうか。	自主提案に関しては違約金は発生しません。
76	16	23	第77条	1項					第三者に及ぼした損害	事業者にも、県にも帰責事由がないものは、双方の協議事項として頂きたいをお願いします。	原文のとおりとします。
77	2	23	第79条						サービス対価の改定等	サービス対価A,B(設計及び建設業務に係る対価)については、物価変動による改定は行われないう理解で宜しいですか？	ご理解のとおりです。
78	17	24	第82条	4項					契約期間	「県が要求水準書記載の業務その他これに付随する業務の遂行の・・・業務の引継ぎに必要な協力を行う。」とありますが、引継ぎに必要な協力を行うのは事業期間終了までの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	18	24	第82条	6項					契約期間	本条第3項及び第5項の「1年」と平仄を合わせて、「12ヶ月」を「1年」と修正してはいかがでしょうか。	修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
80	17	24	第83条	1項	(4)				本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業者の責めに帰すべきとは言い難い事由により本指定が取り消されたときには、どのような対応になりますでしょうか。	指定管理者の指定に係る議会リスクについては想定していませんが、県事由による議会での否決に対して事業者が損害賠償を行うことはできないと考えています。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
81	16	24	第83条	3項					事業者の帰責による契約解除等	「設計・建設費」は別紙6にて規定される「①設計及び建設業務に係る対価」を指すとの理解でよろしいでしょうか。その場合、消費税を含む必要はありますか。	別紙1第41項を参照ください。また、消費税を含みます。
82	18	24	第83条	4項					本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「当該出来形部分に相応する工事費相当額(中略)相殺することができる」とありますが、この「工事費相当額」に設計費等の施設等整備にかかる費用も含まれることを確認させて下さい(第84、85、86条の該当部分も同様です)。	含まれます。
83	7	24	第83条	4項					本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	本項の「工事費相当額」については、用語の定義41. に規定する「設計・建設費」を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	18	25	第83条	2項	(2)				本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「県が認める条件」とは、どのような事項に関する条件(例えば譲渡期限など)を想定しておりますでしょうか(第83条第2項(3)、第85条第1項(2)、(3)、第86条第1項(2)、(3)、第87条第2項(2)、(3)、第89条第1項(2)、(3)及び第90条第1項(2)、(3)についても同様です。)	県が引き続き実施するPFI事業の遂行するための、必要な条件全てです。
85	19	25	第83条	3項					本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業者の責めで事業契約が解除された場合における貴県に対する違約金の支払時期については、合理的に指定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、具体的な期日は県が判断します。
86	20	25	第83条	4項					本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	本条項を含め、事業契約における「出来形」には設計業務にかかる費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
87	8	24	第83条	5項					本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	<p>本施設の出来形部分の経済的価値は、解除の帰責事由いかんによって変化するものではないことから、当該解除が事業者の帰責事由によるとしても、これを理由に県が出来形を買い受けしないとすることはならないように考えられます。</p> <p>また、出来形を買い受けない場合、事業用地を更地にする、すなわち解体撤去までが求められており、県の買い受ける、買い受けないの選択次第で、事業者の負担は極端に変化することから、ペナルティとしても相当でないものと思量されます。ついては、たとえ事業者の帰責事由あるとしても、この定めは、事業者にとって過大な負担なものと考えられることから、このように特筆される特段の理由があれば、ご教示願います。</p>	<p>正当な理由が無い限り出来形を買い受けないことは想定しておりませんが、その出来形が要求水準及び提案と大きく異なるものである場合には、そのような事態もありうると考えます。</p>
88	21	25	第83条	5項					本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	<p>「県が本施設の出来形部分を買取ない場合」とは、社会通念上、現状復帰が相当であるなど、合理的な理由がある場合のみとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、「既に支払った分」とは、貴県が事業者から出来形部分を一切買取ないことを前提に、貴県が事業者に対して支払ったサービス対価Aの全額との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>正当な理由が無い限り出来形を買い受けないことは想定しておりませんが、その出来形が要求水準及び提案と大きく異なるものである場合には、そのような事態もありうると考えます。後段はご理解のとおりです。</p>
89	22	25	第84条	2項					本施設引渡前の県の責めに帰すべき事由による契約解除等	<p>出来形部分の検査に合格したものの貴県が買取ない場合、というのはいかなるのでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>
90	17	25	第84条	3項					本施設引渡前の県の責めに帰すべき事由による契約解除等	<p>「県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って」工事費相当額を支払う場合、割賦期間中のSPC維持費用は県が別途負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約したサービス対価A及びBについてスケジュールにしたがって支払います。ただし、サービス対価Bの割賦金利については、合理的な額のみを支払います。</p>

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
91	23	26	第84条	4項					本施設引渡前の県の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴県の帰責事由により事業契約が解除された場合、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害が支払われますが、解除前の支払スケジュールに従って工事費相当額が支払われる際に発生する合理的な金融費用(事業者に融資する融資団に対する利息相当額など)も支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	解除前の支払スケジュールに従う場合には、ご理解のとおりです。
92	19	26	第85条	1項	(2) (3)				本施設引渡し前の法令変更等による契約解除等	「法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合」には、事業者以外の第三者が事業継続可能な場合又は過大な費用を要さない場合は、想定し得ないのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。	現時点でこの点に対する具体的な状況の想定及び判断はしかねます。



新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
93	9	26	第85条	1項			本施設引渡し前の法令変更による契約解除等	<p>本条第1項は、県が本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業の履行のために過大な費用を要すると判断した場合であるのに、同項(2)(3)は、いずれも継続することが合理的と判断した場合について述べられており、それぞれの判断が矛盾しています。</p> <p>第1項(2)において、事業者の株主は本事業契約の当事者ではなく、株主がこれに拘束されるものではないと思量されますが、株主によって県の指定する第三者への譲渡が否定された場合には、事実上、本(2)号の措置はとれなくなるものと考えて差し支えないでしょうか。</p> <p>第1項(3)において、事業者が本事業契約上の地位を県の指定する第三者に譲渡する場合には、当該第三者との間で新たに地位承継合意を成立させるものと理解して差し支えありませんか。また、当該第三者との当該合意が成立しない場合には、事実上、本(3)号の措置はとれなくなるものと考えて差し支えないでしょうか。</p> <p>なお、PFI事業では、本事業のため融資を受けるにあたり、事業者の株主が有する株式や本事業契約に質権を設定し、金融機関に介入権を付与することが想定されており、上記(2)(3)の各号が、かかる質権設定契約と競合(または抵触)することが考えられますが、この点に限らず、上記(2)(3)の各号に関して、金融機関との直接協定に規定される内容があれば、ご教示願います。</p>	<p>第1項(2)については、譲渡には県の承認が必要ということの規定しているものであって、県が株主の意向を無視して一方的に譲渡する第三者を指定するようなことは想定しておりません。</p> <p>第1項(3)についても同様の趣旨であって、別途地位承継等の合意が必要であり、県が株主の意向を無視して一方的に譲渡する第三者を指定するようなことは想定しておりません</p> <p>なお、直接協定の具体的内容については金融機関との協議によって定まるものであり、現時点でお示しすることはできません。</p>
94	10	26	第85条	3項			本施設引渡し前の法令変更による契約解除等	<p>本項の「工事費相当額」については、用語の定義41.に規定する「設計・建設費」を指すものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
95	1	26	第85条						本施設引渡し前の法令変更による契約解除	解除事由として①事業者による本事業の継続が困難、②契約履行のために過大な費用を要すると県が判断された場合、解除以外に第三者への譲渡による継続案も示されております。上記①の場合であれば、事業者の資格要件が変更となり、継続できない場合は想定できますが、②の場合については県がそのまま関わり、契約内容を変更しない(過大な費用を県が負担)のであれば、事業者を変更する必要がありませんし、また過大な費用発生を回避するのであれば、事業者と契約内容の変更等により対応できるのではないのでしょうか。	現時点でこの点に対する具体的な状況の想定及び判断はしかねます。
96	18	26	第85条	3項					法令変更による契約解除等	「県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って」工事費相当額を支払う場合、割賦期間中のSPC維持費用は県が別途負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	契約したサービス対価A及びBについてスケジュールにしたがって支払います。ただし、サービス対価Bの割賦金利については、合理的な額のみを支払います。
97	20	26	第86条	1項					本施設引渡し前の不可抗力による契約解除	第83条、第84条及び第85条の「本引渡日までの間において」と平仄を合わせて、「本施設の事業者から県に対する引渡しまでの間において」を「本引渡日までの間において」に修正してはいかがでしょうか。	原文のとおりとします。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
98	11	26	第86条	1項					本施設引渡し前の不可効力による契約解除等	<p>本条において「同条項にかかわらず」とありますが、同条項とは具体的に何条を指し示しているのか、ご指示願います。</p> <p>第1項(2)において、事業者の株主は本事業契約の当事者ではなく、株主がこれに拘束されるものではないと思われしますが、株主によって県の指定する第三者への譲渡が否定された場合には、事実上、本(2)号の措置はとれなくなるものと考えて差し支えないでしょうか。</p> <p>第1項(3)において、事業者が本事業契約上の地位を県の指定する第三者に譲渡する場合には、当該第三者との間で新たに地位承継合意を成立させるものと理解して差し支えありませんか。また、当該第三者との当該合意が成立しない場合には、事実上、本(3)号の措置はとれなくなるものと考えて差し支えないでしょうか。</p> <p>なお、PFI事業では、本事業のため融資を受けるにあたり、事業者の株主が有する株式や本事業契約に質権を設定し、金融機関に介入権を付与することが想定されており、上記(2)(3)の各号が、かかる質権設定契約と競合(または抵触)することが考えられますが、この点に限らず、上記(2)(3)の各号に関して、金融機関との直接協定に規定される内容があれば、ご教示願います。</p>	<p>同条項とは、第112条になります。</p> <p>第1項(2)については、譲渡には県の承認が必要ということの規定しているものであって、県が株主の意向を無視して一方的に譲渡する第三者を指定するようなことは想定しておりません。</p> <p>第1項(3)についても同様の趣旨であって、別途地位承継等の合意が必要であり、県が株主の意向を無視して一方的に譲渡する第三者を指定するようなことは想定しておりません</p> <p>なお、直接協定の具体的内容については金融機関との協議によって定まるものであり、現時点でお示しすることはできません。</p>
99	19	26	第86条	3項					本施設引渡し前の不可効力による契約解除等	<p>「県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って」工事費相当額を支払う場合、割賦期間中のSPC維持費用は県が別途負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約したサービス対価A及びBについてスケジュールにしたがって支払います。</p> <p>ただし、サービス対価Bの割賦金利については、合理的な額のみを支払います。</p>
100	12	26	第86条	3項					本施設引渡し前の不可効力による契約解除等	<p>本項の「工事費相当額」については、用語の定義4.1.に規定する「設計・建設費」を指すものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
101	5	27	第87条	1項					本施設引渡し後の事業者の責に帰すべき事由による契約解除等	<p>別紙7-3-(5)事業契約の解除、にも同様の規定がありますが内容の一部異なる部分が見受けられます。</p> <p>どちらが優先するものでしょうか？</p>	<p>別紙7-3-(5)はモニタリングにより要求水準を満たしていなかった場合に適用されるものであり、その場合は87条1項柱書記載のとおり、第93条の定めに従うことになり、結果的に別紙7-3-(5)が優先的に適用されることとなります。</p>

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
102	6	27	第87条	1項	(4)				本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業者の責めに帰すべきとは言い難い事由により本指定が取り消されたときには、どのような対応になりますでしょうか。	事業者の責めに帰すべきとは言い難い事由による指定の取り消しに対して、県は事業者に損害賠償を行うことはないと考えています。
103	7	27	第87条	2項	(1)				本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないと県が認めたとき」の、「原状回復費用に相当する金額」等の補償とは、第5項の違約金及び損害賠償請求が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	「原状回復費用に相当する金額等の補償」は、第5項の違約金及び損害賠償請求には含まれず、別途お支払い頂く必要があります。
104	18	27	第87条	2項	(1)				引渡し以後の事業者の責に帰すべき事由による契約解除	原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないと県が認めたときは、具体的にどのような事由でしょうか。また、必要がないと認めたにも拘わらず補償を求めることができる合理的な理由をご教示下さい。原状回復不要との判断をいただいた時点で、事業者の回復義務・債務は無くなるべきとの認識でございます。	具体的な事由を現時点でお示しすることは困難ですが、例えば、完全に原状回復しようとする極めて高額な費用を要する場合や、県が自ら原状回復工事を行うことを決定した場合などが例としては考えられます。事業者に原状回復させない場合であっても、県に損害や費用(原状回復費用を含むがこれに限られない。)が生じることはありますので、事業者が原状回復しなかった場合に県が被る損害等については補償して頂く必要があることから、このような規定になっているものです。
105	13	27	第87条						本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	本条の第5項と第6項は、もともと第2項(1)の原因によるもので、適用場面が異なるようですが、実質的効果は同じであり、これを重複して記載される理由をご教示いただきたく、また重畳的に適用されるものでないことを確認させてください。	本指定の取消しと、本事業契約の解除とは一応別の手続きであることから、両者について規定しているものですが、ご指摘のとおり、重畳的に適用されるものではありません。
106	20	28	第88条	4項					本施設引渡し以後の県の責に帰すべき事由による契約解除等	「県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って」工事費相当額を支払う場合、割賦期間中のSPC維持費用は県が別途負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	契約したサービス対価A及びBについてスケジュールにしたがって支払います。ただし、サービス対価Bの割賦金利については、合理的な額のみを支払います。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
107	3	28	第88条	4項					本施設引渡以後の県の責に帰すべき事由による契約解除等	「～当該解除に伴う合理的な増加費用及び費用を負担する。」とありますが、金融機関に発生するブレイクファンディングコスト等合理的な範囲での金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	県が合理的と認めた場合には含まれます。
108	6	28	第88条	1項					本施設引渡以後の県の責に帰すべき事由による契約解除等	事業者が既に維持管理又は運營業務を開始している場合の取り決めについてお示し頂けませんでしょうか？	原文のとおりです。
109	14	28	第89条	1項					本施設引渡し以後の法令変更による契約解除等	第1項(2)において、事業者の株主は本事業契約の当事者ではなく、株主がこれに拘束されるものではないと思慮されますが、株主によって県の指定する第三者への譲渡が否定された場合には、事実上、本(2)号の措置はとれなくなるものと考えて差し支えないでしょうか。 第1項(3)において、事業者が本事業契約上の地位を県の指定する第三者に譲渡する場合には、当該第三者との間で新たに地位承継合意を成立させるものと理解して差し支えありませんか。また、当該第三者との当該合意が成立しない場合には、事実上、本(3)号の措置はとれなくなるものと考えて差し支えないでしょうか。 なお、PFI事業では、本事業のため融資を受けるにあたり、事業者の株主が有する株式や本事業契約に質権を設定し、金融機関に介入権を付与することが想定されており、上記(2)(3)の各号が、かかる質権設定契約と競合(または抵触)することが考えられますが、この点に限らず、上記(2)(3)の各号に関して、金融機関との直接協定に規定される内容があれば、ご教示願います。	同条項とは、第112条になります。 第1項(2)については、譲渡には県の承認が必要ということを規定しているものであって、県が株主の意向を無視して一方的に譲渡する第三者を指定するようなことは想定しておりません。 第1項(3)についても同様の趣旨であって、別途地位承継等の合意が必要であり、県が株主の意向を無視して一方的に譲渡する第三者を指定するようなことは想定しておりません なお、直接協定の具体的内容については金融機関との協議によって定まるものであり、現時点でお示しすることはできません。
110	21	28	第89条	2項					本施設引渡し以後の法令変更による契約解除等	「県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って」工事費相当額を支払う場合、割賦期間中のSPC維持費用は県が別途負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	契約したサービス対価A及びBについてスケジュールにしたがって支払います。 ただし、サービス対価Bの割賦金利については、合理的な額のみを支払います。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
111	15	29	第90条	1項					本施設引渡し以後の不可効力による契約解除等	<p>第1項(2)において、事業者の株主は本事業契約の当事者ではなく、株主がこれに拘束されるものではないと思量されますが、株主によって県の指定する第三者への譲渡が否定された場合には、事実上、本(2)号の措置はとれなくなるものと考えて差し支えないでしょうか。</p> <p>第1項(3)において、事業者が本事業契約上の地位を県の指定する第三者に譲渡する場合には、当該第三者との間で新たに地位承継合意を成立させるものと理解して差し支えありませんか。また、当該第三者との当該合意が成立しない場合には、事実上、本(3)号の措置はとれなくなるものと考えて差し支えないでしょうか。</p> <p>なお、PFI事業では、本事業のため融資を受けるにあたり、事業者の株主が有する株式や本事業契約に質権を設定し、金融機関に介入権を付与することが想定されており、上記(2)(3)の各号が、かかる質権設定契約と競合(または抵触)することが考えられますが、この点に限らず、上記(2)(3)の各号に関して、金融機関との直接協定に規定される内容があれば、ご教示願います。</p>	<p>同条項とは、第112条になります。</p> <p>第1項(2)については、譲渡には県の承認が必要ということの規定しているものであって、県が株主の意向を無視して一方的に譲渡する第三者を指定するようなことは想定しておりません。</p> <p>第1項(3)についても同様の趣旨であって、別途地位承継等の合意が必要であり、県が株主の意向を無視して一方的に譲渡する第三者を指定するようなことは想定しておりません</p> <p>なお、直接協定の具体的内容については金融機関との協議によって定まるものであり、現時点でお示しすることはできません。</p>
112	22	29	第90条	2項					本施設引渡し以後の不可効力による契約解除等	<p>「県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って」工事費相当額を支払う場合、割賦期間中のSPC維持費用は県が別途負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約したサービス対価A及びBについてスケジュールにしたがって支払います。</p> <p>ただし、サービス対価Bの割賦金利については、合理的な額のみを支払います。</p>
113	7	29	第91条						本事業契約終了に際しての処置	<p>ここにおいて引渡しが定められている資料とは、事業者固有の資料を除く、公文書相当の資料との理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>引き続き運営を行うに当たり必要となる資料全てです。</p>
114	8	31	第95条	2項					通知の付与及び協議	<p>念のための確認ですが、協議不調時は貴県から「合理的な」対応方法が通知され、事業者はそれに従う、との理解でよろしいでしょうか(第97条第2項も同様です。)</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
115	16	33	第106条						特許権等の使用	工業所有権は、産業財産権に修正願います。	原文のとおりとします。
116	3	36	別紙1	1					維持管理・運営期間	維持管理・運営期間の開始日について、「1」では「本施設の引渡し日から(※「73」に本引渡予定日は「平成26年6月1日」との記載あり)」とありますが、「13」では「平成26年7月1日」となっています。維持管理・運営期間の開始日について、再度、定義のご確認をお願いします。	引渡日は平成26年6月1日、準備期間は平成26年6月1日～6月30日、維持管理運営開始日は平成26年7月1日からです。なお、平成26年6月1日以前の引渡日は提案によります。修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
117	4	37	別紙1	15					経過利息	念のための確認ですが、「割賦金利の計算に用いる利率」とは、基準金利にスプレッドを加味した利率との理解でよろしいでしょうか。また、「履行日」とは、どのような日をいうのでしょうか。	ご理解のとおりです。履行日とは、割賦金利が発生する日(平成26年7月1日)を指します。なお、割賦金利が発生する日は引渡日(平成26年6月1日)ではありませんので、留意してください。
118	5	44	別紙3						本日程表	6.維持管理・運営期間 平成26年7月～平成41年3月、この間の業務に係る対価は、サービス対価C～Fに相当するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	6	44	別紙3						本日程表	6.維持管理・運営期間は、平成26年7月～平成41年3月とありますが、サービス対価G(H24、25のファミリープール等の維持管理・運営)、H(H26テニスコートの維持管理・運営)に該当する業務期間についてはどのような扱いになるのでしょうか。	業務の該当期間は、維持管理・運営期間として扱います。
120	3	45	別紙4	1	(1)				保険金額	ただし、工事中用仮設備、建設用機械器具については新調達価格とする。とありますが記載内容の主旨がわかりません。ご教示ください。	事故の発生した工事中用仮設備、建設用機械器具の修理費用を全額カバーするために保険金額は「新調達価格」としています。修理費用を全額カバーできる保険契約の場合は新調達価格を条件とはしません。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
121	23	45	別紙4	1					設計及び建設期間の保険	保険期間の規定が、(1)工事保険と(2)請負業者賠償責任保険で逆になっているのではないかと思われますが、如何でしょうか。	ご理解のとおりです。(1)工事保険の保険始期は「基礎工事着工時」、(2)請負業者賠償責任保険の保険始期は「撤去解体工事着工時」とします。
122	24	45	別紙4	1	(1)				工事保険 その他の保険条件	「一部使用火災危険担保」は建設工事保険の場合のみ可能で、組立保険や土木工事保険に付帯することは難しいと思われませんが、本担保は建設工事保険の場合のみ付帯すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	建築物を組立保険で契約する場合には建設工事保険の場合と同趣旨の「一部使用火災危険担保特約条項」の付帯を条件とします。
123	25	45	別紙4	1	(1)				工事保険 その他の保険条件	「県及び県の役職員に対する求償権不行使条件」については、貴県も被保険者に入りますので求償されることは無いと考えられますので、付帯する必要はないと思われませんが、如何でしょうか。	原文のとおりとします。複数の被保険者が含まれる場合に、「いずれの被保険者にも求償権の行使はない」とは断言できませんので、本事業においてはいずれの被保険者にも求償権を放棄することを確約する趣旨です。
124	26	45	別紙4	1	(2)				請負業者賠償責任保険 その他の保険条件	「すべての被保険者に対する求償権不行使条件」については、被保険者に対して求償権が行使されることは無いと考えられますので、付帯する必要はないと思われませんが、如何でしょうか。	No.123を参照ください。
125	10	45	別紙4						事業者等が付保する保険	事業者等が付保する保険について、保険証券の貴県の提出が必要な場合、保険会社発行の証明書をもってそれに代えることはできますでしょうか。(企業グループで企業総合保険に加入している場合、保険証券の提出が難しいため)	事業契約書(案)「別紙4 事業者等が付保する保険」の条件が充足されていることが明示される場合は保険会社発行の付保証明書に代替できることとします。
126	27	46	別紙4	1	(3)				生産物賠償責任保険 その他の保険条件	「被保険者間の交差責任担保条件」については、生産物において被保険者間での賠償の発生が想定できず、付帯することが難しいと考えられますが、如何でしょうか。同様に「求償権不行使条件」も不要と思われしますのであわせてご回答下さい。	ご理解のとおり「生産物賠償責任保険」の場合は「交差責任担保特約」の付帯及び「求償権不行使特約」の付帯は条件とはしないこととします。



新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
127	19	46	別紙4	2					維持管理・運営期間の保険	維持管理企業や運営企業がそれぞれ加入している企業保険による対応も可能と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)「別紙4事業者等が付保する保険」の条件が充足されていることが明示されている場合は各企業が加入されている保険による対応で問題ありません。
128	20	46	別紙4	2					維持管理・運営期間の保険	維持管理企業又は運営企業の企業保険を以て要求されている保険に代替できる場合、企業保険はその企業が受託している業務の範囲でしか適用できないため、維持管理企業・運営企業の全てが要求される最小限度の条件以上の保険付保を前提に、被保険者を各保険で分けてもよろしいでしょうか？ (例えば、維持管理企業の企業保険の場合、被保険者に運営企業を含めることができないため、維持管理・運営企業の複数の保険で被保険者をカバーするなど)	県、事業者及び全ての再受託業者がいずれかの保険契約の被保険者に含まれていること、及びいずれの被保険者にとっても有効な保険金額が、「対人1名1億円以上、1事故10億円以上、対物1事故5億円以上、」の条件を充足する場合は複数の保険によることもかまいません。
129	28	46	別紙4	2	(1)				請負業者賠償責任保険 その他の保険条件	「すべての被保険者に対する求償権不行使条件」については、被保険者に対して求償権が行使されることは無いと考えられますので、付帯する必要はないと思われませんが、如何でしょうか。	No.123を参照ください。
130	4	47	別紙4	2	(1)				施設管理者賠償責任保険	「乙」、「甲」との記載がありますが、誤記との理解でよろしいでしょうか。(「保険契約者」「被保険者」「保険の内容」について修正記載をお願い致します。)	「乙」は事業者、「甲」は県を意味します。修正することとします。 事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
131	21	47	別紙4	2	(2)				施設管理者賠償責任保険	乙は事業者、甲は貴県との理解でよろしいでしょうか。	No.130を参照ください。
132	29	47	別紙4	2	(2)				施設管理者賠償責任保険 -保険契約者	「乙または・・・」とありますが「事業者または・・・」と読み替えてよろしいでしょうか。	No.130を参照ください。
133	30	47	別紙4	2	(2)				施設管理者賠償責任保険 -被保険者	「乙、・・・」とありますが「事業者、・・・」と読み替えてよろしいでしょうか。	No.130を参照ください。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
134	31	47	別紙4	2	(2)				施設賠償責任保険 その他の保険条件	「被保険者間の交差責任担保条件」については、付帯することが難しく、被保険者毎に明細を分ける契約とすることで、被保険者間の賠償責任を担保することが可能と考えられ、請負・受託側と発注者側を分けるだけで十分と思いますので、ご検討下さい。	交差責任担保条件は「発注者側」と「請負・受託側」相互間の交差責任の担保条件でかまいません。
135	32	47	別紙4	2	(2)				施設賠償責任保険 その他の保険条件	「すべての被保険者に対する求償権不行使条件」については、被保険者に対して求償権が行使されることは無いと考えられますので、付帯する必要はないと思われませんが、如何でしょうか。	No.123を参照ください。
136	33	47	別紙4	2	(3)				生産物賠償責任保険 その他の保険条件	「被保険者間の交差責任担保条件」については、生産物において被保険者間での賠償の発生が想定できず、付帯することが難しいと考えられますが、如何でしょうか。同様に「求償権不行使条件」も不要と思われしますのであわせてご回答下さい。	No.126を参照ください。
137	5	50	別紙6	1					サービス対価の構成	明細欄に「設計及び関連業務に係る費用」「建築確認等の手続き業務に係る費用」「建築工事及び関連業務に係る費用」「工事監理業務に係る費用」「県への所有権移転に係る費用」の記載がありますが、交付金の対象施設に係るこれらの費用は全額「一時支払金」として支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
138	6	50	別紙6	1					サービス対価の構成	要求水準書記載の「設計、工事監理及び建設業務」のうち、「既存施設の改修関連業務に係る費用」「既存施設の解体・撤去関連業務に係る費用」「備品等の設置工事及関連業務に係る費用」「その他の業務に係る費用」については、サービス対価Aの明細欄に記載がありませんが、一時支払金の対象にならないものと理解してよろしいでしょうか。	「建設及び建設関連業務並びに既存施設の改修関連業務」が補助対象となります。ただし、新ブール棟の各施設・各諸室において、補助対象外が含まれます。この補助対象外の施設等については、No.70を参照ください。また、公園施設機能施設における、テニスコートのネット等の備品設置は対象外となります。なお、「設計及び設計関連業務」、「施設施設の解体・撤去関連業務」、「工事監理業務(建築工事監理業務のみ)」が補助対象となります。「その他業務」は、補助対象外となります。補助対象施設についても、施設機能により補助対象外となる場合があります。
139	4	50	別紙6	1					サービス対価D	「競技施設の維持管理業務設計及び…」にある「設計」は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
140	5	50	別紙6	1					①設計及び建設業務に係る対価B	SPCの開業に係る経費はサービス対価B「その他融資組成手数料」に含まれると考えて宜しいでしょうか。また事業期間中のSPC運営経費についても御教示ください。	ご理解のとおりです。また、事業期間中のSPC運営経費の計上方法は、事業者の提案に委ねますが、明細は記載してください。
141	3	50	別紙6	1					サービス対価の構成	設計及び建設業務に係る対価について、サービス対価A(一時支払)とサービス対価B(割賦支払)の割合は、どのように決まるのでしょうか？サービス対価A(交付金及び奈良県の単独支出額)の決定次第ということでしょうか？(サービス対価B=設計及び建設業務に係る対価-サービス対価Aという計算ですか？)	ご理解のとおりです。
142	6	50	別紙6	1					サービス対価の構成	サービス対価C～Fを細分化せず1費目としていただけないでしょうか(人件費、ユーティリティの振り分けが複雑なため)。	原文のとおりとします。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
143	34	50	別紙6	1					サービス対価の構成	費用項目Gには「平成24年度、25年度のファミリープール、テニスコート及び野球場…」とありますが、「その他施設(園地、駐車場等)」の維持管理業務及び運営業務も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	35	50	別紙6	1					サービス対価の構成	費用項目Hには「…ファミリープール、テニスコート及び野球場…」とありますが、「その他施設(園地、駐車場等)」の維持管理業務及び運営業務も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	11	50	別紙6	1		②	D		サービス対価の構成	「競技施設の維持管理業務設計」とありますが、「競技施設の維持管理業務」が正でしょうか。	ご理解のとおりです。修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
146	7	51	別紙6	1					サービス対価の構成	「サービス対価C～Hは、指定管理者(SPC)に対して支払う」との記載がありますが、サービス対価A及びBもSPCに対して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	8	52	別紙6	2					サービス対価支払い方法	サービス対価Aは「出来高に応じて…支払う」とありますが、「出来高」は具体的にどのように算定されるのかご教示下さい。(様式11-9に記載する各年度の補助対象額は、「出来高」を計上する必要がありますので、具体的な算定式をご教示いただくと幸いです。)	各年度どの程度の出来高となるかは事業者にて提案してください。
148	9	52	別紙6	2					サービス対価支払い方法	サービス対価Cに関して、「第1回支払予定日は、平成26年度第1四半期終了後」とありますが、「第2四半期」の誤りではないでしょうか。(入札説明書や事業契約書(案)の記載内容を踏まえると、維持管理・運営期間の開始は、平成26年度の第2四半期(7月1日～9月末)になると考えられます。)	ご理解のとおりです。サービス購入料C～Fの第1回目の支払いは平成26年度第2四半期終了後となります。修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
149	10	52	別紙6	2					サービス対価支払い方法	サービス対価C～Fは、「計59回に分けて支払う」とありますが、59回すべて同じ金額(物価変動を除く)が支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	11	52	別紙6	2					サービス対価支払い方法	サービス対価Gに関して、要求水準書(P3)記載の「事業スケジュール」を踏まえると、例えば、ファミリープールに係る維持管理業務及び運営業務は平成24年度のみ、テニスコート及び野球場に係る維持管理業務及び運営業務は平成25年度のみという提案も可能になると思いますが、このような場合でも、四半期ごとの貴県からの支払は、平準化される(同額が支払われる)との理解でよろしいでしょうか。(前述のケースでは、事業者にとって平成24年度と平成25年度の維持管理・運営業務の内容は全く違ったものになり、平成24～25年度2年間の費用を平準化することが困難になります。)それとも、様式5-2-2に記載するサービス対価Gは、平準化せず、四半期毎の支払は、それぞれ異なる金額を計上してよろしいのでしょうか。	サービス対価Gについては、提案により完全平準化とならない場合があると考えます。各四半期で異なる金額を記載することは可能です。
151	12	52	別紙6	2					①設計及び建設業務に係る対価A	平成23年度～25年度に発生した設計及び建設業務等に要した費用のうち～出来高に応じてありますが、例えば、平成23年度の出来高は平成24年度にお支払頂けるということでしょうか。上記の場合、平成26年度分を含めて一括払金は最大で4回に分けて支払われるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	13	52	別紙6	2					①設計及び建設業務に係る対価A	平成26年度分の一時支払金は「一時支払金対象額の残額」とありますが、一時支払金対象額はいつごろ確定表されますでしょうか。	実施設計完了後、国土交通省に交付金の協議を行った後交付金の全体額が決定します。
153	14	52	別紙6	2					①設計及び建設業務に係る対価B	平成26年度第2四半期終了後を第1回とし四半期毎に計59回支払うとありますが、施設引渡予定は6月1日であるため、初回は平成26年6月～9月までの4ヶ月分の金利という理解で宜しいでしょうか。	割賦金利が発生する日は、維持管理・運営開始予定日の平成26年7月1日です。引き渡し日(平成26年6月1日)ではありませんので、留意してください。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
154	15	52	別紙6	2					②維持管理業務及び運営業務に係る対価	季節変動があるユーティリティについては、実費でのお支払としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
155	16	52	別紙6	2					②維持管理業務及び運営業務に係る対価	修繕費分は平準化でのお支払ではなく、実施分に応じてのお支払としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
156	17	52	別紙6	2					②維持管理業務及び運営業務に係る対価	入札説明書24頁別紙(2)3)でサービス対価Gの第2四半期ファミリープール分については平準化とならないとあります。左記同様にプール設備のあるサービス対価Fについても、第2四半期について平準化としない旨の規定をご確認ください。	原文のとおりとします。
157	18	52	別紙6	2					②維持管理業務及び運営業務に係る対価	サービス対価C～Fの支払時期について、第1回支払予定時期はH26年度第1四半期終了後の請求とあります。当該業務はH26年7月から開始となる為、H26年度第2四半期終了後の請求が第1回となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。サービス購入料C～Fの第1回目の支払いは平成26年度第2四半期終了後となります。修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
158	8	50	別紙6				②	C	維持管理業務及び運営業務に係る対価	平成26年度第1四半期終了後の請求からですので、計60回の支払ではないでしょうか？	計59回の支払いとなります。サービス購入料C～Fの第1回目の支払いは平成26年度第2四半期終了後となります。修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
159	7	52	別紙6	2					サービス対価支払い方法	サービス対価C～Hにおけるユーティリティの支払いは、実際の使用料ではなく、提案による金額と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	3	52	別紙6	2				A	サービス対価支払い方法	県は、出来高確認の上、適法な請求書受領後40日以内にサービス対価Aを支払う。とありますが、具体的に、ある年度のサービス対価Aは翌年度の何月頃に支払う予定と考えればよろしいでしょうか。資金計画策定のために教えて下さい。	適法な請求書受領後40日以内となります。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他		項目名	質問の内容	回答
161	3	52	別紙6	2			B	サービス対価支払い方法	県は、適法な請求書受領日から40日以内にサービス対価Bを支払う。とありますが、前もって請求書を出しておけば、毎四半期末(6.9.12.3月末日)に当該四半期分を入金いただけるとの理解でよろしいでしょうか。資金計画策定のために教えて下さい。	出来高確認の上、適法な請求書受領後40日以内となります。
162	3	52	別紙6	2			C	サービス対価支払い方法	県は、適法な請求書受領日から30日以内に4に示す物価変動によるサービス対価の計算を行い、金額確定後40日以内にサービス対価Cを支払う。とありますが、支払額を確定してから請求書を出した方が良いのではないのでしょうか。	実際には、事業者から受け取る請求書は、物価変動による計算が行われたものを提出していただき、県との計算と整合がとれているかを確認することを想定しています。
163	36	52	別紙6	2		①	A	サービス対価の支払方法	「県は、本施設の完工確認通知書を事業者へ交付した後、…一時支払金対象額を年度ごとの出来高に応じて各年度末以降に支払う」とありますが、各年度末以降に支払われる出来高の対象は県への引渡し完了した部分の出来高のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	37	52	別紙6	2		②	C	サービス対価支払い方法	サービス対価Cの支払時期ですが、請求書受理日を基準とするとの理解でよろしいでしょうか(例えば、請求書を4月1日に受理した場合、5月1日までに物価変動によるサービス対価の計算を行い、5月11日までにサービス対価Cを支払うとの理解でよろしいでしょうか。)	物価変動による計算が終了した時点から40日以内に支払いますが、むやみに遅らせることはありません。
165	38	54	別紙6	4				物価変動の考え方	①サービス対価C～Iとありますが、別紙6 1及び2にはIがありません。C～Hまででしょうか。	ご理解のとおりです。修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
166	39	54	別紙6	4				物価変動の考え方	改定は年度単位でおこない、その評価は年1回とありますが、いつ時点で確認した指数を用いるのでしょうか。	当該度分の改定根拠を6月30日まで提出いただき、その後速やかに当該年度の金額を確定します。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
167	1	54	別紙6	4					物価変動の考え方	サービス対価A及びBについても物価変動について、著しい物価変動が起こった等の場合におけるサービス対価の見直しをお願いいたします。	原文のとおりとします。
168	22	54	別紙6	4		①			物価変動の考え方	「サービス対価C～I」とありますが、「I」ではなく、「H」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
169	23	54	別紙6	4					物価変動の考え方	物価変動にかかる見直しは、ユーティリティは四半期毎、人件費・その他は年度毎に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	24	54	別紙6	4					物価変動の考え方	ユーティリティの計算方法について、具体的な例をご提示いただけませんか。	四半期ごとに、提案されたユーティリティ単価に係る当該四半期単価の明細を元に、物価変動を行います。
171	25	54	別紙6	4					物価変動の考え方	初年度の対価に関する物価変動は、事業契約締結の年度の指数を前年度の指数と置き換えて考えれば宜しいのでしょうか。	平成26年の計算は、平成25年度及び平成24年度の単価を用います。
172	26	54	別紙6	4					物価変動の考え方	今回ご提示いただいた考え方では、ごく僅かな物価変動のために毎年(ユーティリティは四半期毎)対価の改定を行う必要がでてしまうと思料致します。例えば5%以上の変動があった場合等のルールを作るべきと思料致しますが、いかがでしょうか。	原文のとおりとします。
173	27	54	別紙6	4					物価変動の考え方	物価改定検討・資料提出を毎年度6/30までに行うこととありますが、改定対象となる対価は、当該6/30が属する事業年度の対価との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	28	55	別紙7	1					維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置	「サービス対価C～Iのモニタリングの流れ」において「C～I」とありますが、「I」ではなく、「H」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。



新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
175	9	57	別紙7		(3)				サービス対価の支払い保留	支払を保留されるサービス対価は、A～Hのうち当該分との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
176	37	58	別紙7	3	(6)	①			やむを得ない事由による場合の措置	「県がこれを認めた場合」とされていますが、状況を合理的に判断して「やむを得ない事由」と判断される場合についてはご承認いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	38	58	別紙7	3	(6)	②			やむを得ない事由による場合の措置	「明らかに事業者の責めに帰さない事由によって発生した場合」と合理的に判断されるものについては「事業者の責めに帰さない事由」としてご承認いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	29	58	別紙7	4					サービス対価の減額	11ポイント以上の減額計算の方法は、 $0.5 \times X$ (ポイント) との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	39	58	別紙7	4					サービス対価の減額	「減額対象はサービス対価C～I」とありますが、「減額対象はサービス対価C～H」と読み替えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正することとします。事業契約書(案)【修正版】を確認してください。
180	1	59	別紙8			③			法令変更による費用の負担割合	①乃至②以外の法令の制定・改正の場合、事業者では対応や予測が難しいと思います。従いまして、貴県の負担としていただきますよう御願ひ致します。	原文のとおりとします。
181	10	59	別紙8						法令変更による費用の負担割合	「本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令」とは、要求水準書3～4ページに規定される「遵守すべき法令」を指すとの理解でよろしいでしょうか？	これらに限りません。
182	40	60	別紙9	2					不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	「1パーセントに至るまでは事業者の負担とする・・・」とありますが、維持管理業務及び運営業務の合計の1パーセントではなく、サービス対価C～Hそれぞれの1パーセントであると理解してよろしいでしょうか。	維持管理業務及び運営業務の合計の1パーセントとなります。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
183	12	60	別紙9	2					不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	事業者は、不可抗力による損害、損失及び費用の発生に備え、施設管理者として保険(賠償責任保険)に加入しますが、貴県の施設所有者としての保険加入はどのようなものを想定されていますか。特に、「物保険」について、お伺いしたいと存じます。	火災保険です。
184	2	60	別紙9	3					不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	自由提案事業の不可抗力の負担は事業者と定めてありますが、本事業に関する自主提案事業のため、他の不可抗力の対応と同条件にしていただけませんか。	原文のとおりとします。